

職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）

改正案	現行
<p>（法第三十二条第一号の政令で定める労働に関する法律の規定）</p> <p>第二条 法第三十二条第一号（法第三十二条の第六項、第三十三条第四項及び第五項並びに第三十三条の第三項において準用する場合を含む。）の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五十八条から第六十二条までの規定</p> <p>三 七（略）</p>	<p>（法第三十二条第一号の政令で定める労働に関する法律の規定）</p> <p>第二条 法第三十二条第一号（法第三十二条の第六項並びに第三十三条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五十八条から第六十二条まで並びに附則第六項及び第七項の規定</p> <p>三 七（略）</p>

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）

改正案	現行
<p>（法第四条第一項第三号の政令で定める業務）</p> <p>第二条 法第四条第一項第三号の政令で定める業務は、次に掲げる業務（当該業務について紹介予定派遣をする場合を除く。）とする。</p> <p>一 八 （略）</p> <p>（手数料の額）</p> <p>第九条 法第五十四条の政令で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 法第五十四条第一号に掲げる者 十二万円（一般労働者派遣事業を行う事業所の数が二以上の場合にあつては、五万五千円に当該事業所数から一を減じた数を乗じて得た額に十二万円を加えた額）</p> <p>二 法第五十四条第二号に掲げる者 再交付を受けようとする許可証一枚につき千五百円</p> <p>三 法第五十四条第三号に掲げる者 五万五千円に一般労働者派遣事業を行う事業所の数を乗じて得た額</p> <p>四 法第五十四条第四号に掲げる者 書換えを受けようとする許可証一枚につき三千円</p>	<p>（法第四条第一項第三号の政令で定める業務）</p> <p>第二条 法第四条第一項第三号の政令で定める業務は、次のとおりとする。</p> <p>一 八 （略）</p> <p>（手数料の額）</p> <p>第九条 法第五十四条の政令で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 法第五十四条第一号に掲げる者 十二万円</p> <p>二 法第五十四条第二号に掲げる者 千五百円</p> <p>三 法第五十四条第三号に掲げる者 五万五千円</p> <p>四 法第五十四条第四号に掲げる者 三千円</p>